○国土交通省告示第千百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字緑呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大名神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字滝ノ墓、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字俣田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、中根字幕下、字毘沙門、字中谷津、字滝ノ墓及び字小谷津の各一部、横町字庚申塚、字中原、字小谷津、字中谷津及び字前原の全部、横町字幕下、字陳場墓、字陳場墓、字遠原及び字中谷の一部、栄字中原、字遠原、字中谷津及び字毘沙門の全部、栄字籏下及び字幕下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年五月十八日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十八年十月二十八日

○国土交通省告示第千百六十五号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十二条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・二パーセント」を「〇・一パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年十月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「チ　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区仲町一丁目百十番地」を「チ　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号」に改める。

○国土交通省告示第千百六十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＸＥ	142694	いぶき	平成28. 7. 7
７ＪＸＧ	142697	ＭＯＬ　ＣＯＭＭＩＴＭＥＮＴ	28. 7. 14
７ＪＸＨ	142701	ＳＰＬＥＮＤＩＤ　ＡＣＥ	28. 7. 13
７ＪＸＩ	142705	ＴＯＷＡＤＡ	28. 7. 15
ＪＤ4006	142650	フェリーどうご	28. 7. 7
ＪＤ4036	142704	海翔丸	28. 7. 22
ＪＤ4045	142721	あさひ	28. 7. 8
ＪＤ4052	142728	祥鳳丸	28. 7. 13
ＪＤ4060	142739	豊泉丸	28. 7. 1
ＪＤ4061	142740	真生丸	28. 7. 26
ＪＤ4062	142743	鳳旺丸	28. 7. 26
ＪＤ4067	142750	エースおおさき	28. 7. 13
ＪＤ4073	142762	第二十八盛山丸	28. 7. 19
ＪＤ4084	142777	みゆき丸	28. 7. 20
７ＪＷＰ	142649	ＡＵＧＵＳＴ　ＥＸＰＬＯＲＥＲ	28. 8. 24
７ＪＸＪ	142706	ＴＳＵＲＵＭＩ	28. 8. 26
７ＪＸＫ	142714	ＥＮＥＯＳ　ＳＰＩＲＩＴ	28. 8. 17
７ＪＸＳ	142744	第十一三笠丸	28. 8. 1
７ＪＸＷ	142725	第二十八安洋丸	28. 8. 1
ＪＤ4024	142678	第十一大師丸	28. 8. 26
ＪＤ4029	142689	デイブレイクスペル	28. 8. 29
ＪＤ4035	142703	なないろ丸	28. 8. 23
ＪＤ4039	142709	みゆき	28. 8. 2
ＪＤ4041	142711	フェリーりつりん	28. 8. 25
ＪＤ4044	142718	さくら	28. 8. 4
ＪＤ4056	142734	はやたか	28. 8. 30
ＪＤ4059	142738	穂高	28. 8. 23
ＪＤ4070	142756	正昇丸	28. 8. 10
ＪＤ4071	142759	第五十一大盛丸	28. 8. 3
ＪＤ4075	142765	夢前丸	28. 8. 22
ＪＤ4079	142772	第参拾宝来丸	28. 8. 25
ＪＤ4083	142776	益栄丸	28. 8. 22
ＪＤ4088	142785	智山	28. 8. 31

○国土交通省告示第千百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＦＳ	141079	ＰＬＥＩＡＤＥＳ　ＤＲＥＡＭ	平成28. 7. 15
７ＪＲＷ	142203	ＹＡＭＡＴＯＧＡＷＡ	28. 7. 12
ＪＢＭＬ	133383	ＨＩＢＡＲＩ	28. 7. 11
ＪＧＪＹ	127809	第六十二神州丸	28. 7. 14
ＪＱＷＮ	121655	あつみ	28. 7. 13
ＪＲＨＺ	130901	第二十二神州丸	28. 7. 14
ＪＥ3041	130902	第十八大崎丸	28. 7. 8
ＪＧ5027	132808	そううん	28. 7. 5
ＪＧ5028	132809	せきうん	28. 7. 20
ＪＧ5587	136738	だいおう	28. 7. 7
ＪＪ3677	129261	あしや丸	28. 7. 12
ＪＫ4696	130961	第三更賜丸	28. 7. 25
ＪＫ4855	131012	鹿児島エキスプレス	28. 7. 6
ＪＫ4906	132471	にゅうおおさき	28. 7. 25
ＪＫ5175	133054	第七青龍丸	28. 7. 29
ＪＫ5247	133710	五号寿重丸	28. 7. 8
ＪＬ5578	130625	はやかぜ	28. 7. 6
ＪＬ5704	132170	有馬	28. 7. 13
ＪＬ6124	132997	祐徳丸	28. 7. 14
ＪＬ6471	135506	第十一共和丸	28. 7. 28
ＪＬ6516	135543	誠栄丸	28. 7. 6
ＪＭ5576	129398	繁好丸	28. 7. 8
ＪＭ5740	130398	第十七源福丸	28. 7. 27
ＪＭ6159	130485	明徳丸	28. 7. 13
ＪＭ6183	132769	ニュー豊予２	28. 7. 8
ＪＭ6216	133483	第三芸安丸	28. 7. 4
ＪＭ6285	132741	第二十一益栄丸	28. 7. 29
ＪＭ6346	133630	正栄丸	28. 7. 19
ＪＭ6459	134551	第七大栄丸	28. 7. 7
ＪＭ6530	134634	さんのう	28. 7. 11
７ＪＪＲ	125761	第八十八光洋丸	28. 8. 1
７ＪＭＷ	141746	ＡＬＴＡＩＲ　ＤＲＥＡＭ	28. 8. 8
７ＫＬＲ	129490	千祥丸	28. 8. 31
ＪＣＣＰ	123513	ようてい	28. 8. 5
ＪＣＵＰ	127180	ほっかい	28. 8. 1